

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるものを全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるものを全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイト に制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に 制度を記載	ウ. 就学案内の書類に 記載又は就学案内の書類 とともに配布	エ. 就学時の健康診断の際に 学校で就学援助制度の書類を 配布	オ. 学校の入学説明会で就学 援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助 制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で 就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクール ソーシャルワーカー等から案内 を配布	ケ. その他 →(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内 の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、 年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、 締切を過ぎた申請の場合は申請月 や認定月以降分から援助	エ. その他 →(4)	
31	31	19	13	11	9	3	22	24	0	5	5	2	0	28	1	1
和歌山県	和歌山市	○	○	○	○		○	○						○		
和歌山県	海南市	○	○			○	○	○						○		
和歌山県	橋本市	○		○	○		○	○						○		
和歌山県	有田市	○	○								就学前の子供に配布する冊子(有田市子育て応援ブック)に制度の案内を掲載			○		
和歌山県	御坊市	○		○	○		○	○		○				○		
和歌山県	田辺市	○	○				○	○							○	申請は2月21日から3月31日を除く期間(4月1日～2月20日)随時受け付けている 5月31日までに認定された者は年度当初分から援助、6月1日以降の認定については、毎月20日までに認定された者は当月分から、21日を過ぎて認定された者は翌月分から援助
和歌山県	新宮市				○			○						○		
和歌山県	紀の川市	○	○				○	○						○		
和歌山県	岩出市	○	○		○	○	○	○						○		
和歌山県	紀美野町	○					○	○						○		
和歌山県	かつらぎ町	○		○	○	○	○	○		○	転入時及び児童扶養手当申請時に担当窓口で就学援助制度の案内を配布			○		
和歌山県	九度山町	○		○			○	○		○	入学時・進級時以外にも案内チラシを配布			○		
和歌山県	高野町						○	○						○		
和歌山県	湯浅町	○					○	○						○		
和歌山県	広川町		○				○	○						○		
和歌山県	有田川町		○							○	就学時健診の際に、保護者に説明			○		
和歌山県	美浜町		○				○							○		
和歌山県	日高町	○	○	○										○		
和歌山県	由良町	○	○											○		
和歌山県	印南町	○			○			○						○		
和歌山県	みなべ町	○		○			○	○						○		
和歌山県	日高川町		○	○			○	○						○		
和歌山県	白浜町			○			○	○						○		
和歌山県	上富田町	○			○									○		
和歌山県	すさみ町						○	○						○		
和歌山県	那智勝浦町	○		○			○	○						○		
和歌山県	太地町				○		○	○				○				
和歌山県	古座川町	○					○	○						○		
和歌山県	北山村									○	小・中学生保護者に書類を送付			○		
和歌山県	串本町			○				○				○				
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合		○				○	○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会は教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)		
31	31	16	6	11	0	0	0	1	1	10
和歌山県	和歌山市							○	希望者が学校に提出。(申請者のみ提出)ただし、就学予定児童については希望者が教育委員会に提出。(申請者のみ提出)	
和歌山県	海南市	○								
和歌山県	橋本市			○						
和歌山県	有田市	○								
和歌山県	御坊市			○						
和歌山県	田辺市	○								認定基準の例を記載、各費目の援助額を記載
和歌山県	新宮市			○						就学時健康診断時にチラシを配布し、口頭での説明も行っている。
和歌山県	紀の川市	○								読みやすい字体の使用。各費目の援助額の記載。年度途中に家庭に変化(離婚等)があったときや転入があったときに就学援助制度を説明。
和歌山県	岩出市	○								
和歌山県	紀美野町			○						
和歌山県	かつらぎ町	○	○							転入時及び児童扶養手当申請時に担当窓口で就学援助制度の案内を配布。案内には援助対象となる年間所得の目安、家族構成等の例を記載している。
和歌山県	九度山町	○								入学時・進級時以外にも案内チラシを配布し、年度途中で家庭状況や収入状況が変わられた家庭があった場合には申請を随時受け付けている。
和歌山県	高野町	○								
和歌山県	湯淺町	○								
和歌山県	広川町			○						
和歌山県	有田川町	○								
和歌山県	美浜町	○								
和歌山県	日高町		○							各費目の援助額や年間総額援助額の記載された資料を申請書類に同封
和歌山県	由良町		○							
和歌山県	印南町	○								
和歌山県	みなべ町		○							案内通知は標題を大きく、簡潔にわかりやすい説明文章を心がけて作成している。
和歌山県	日高川町			○						年度途中に転入や世帯状況に変更があった方には制度について説明。(家庭状況がよくわかっている学校からも声掛け)
和歌山県	白浜町	○								
和歌山県	上富田町	○								
和歌山県	すさみ町	○								特になし
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○						
和歌山県	太地町		○							
和歌山県	古座川町			○						
和歌山県	北山村			○						全保護者に書類を送付
和歌山県	串本町			○						進級時に学校から案内書類の配布をしたり、三者面談や家庭訪問等でお金の面で不安を抱えている保護者がいれば学校から案内を配っている。
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合			○						

[illegible]

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																								
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																								
		＜中学校＞																								
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)								(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)				(6) エの内容			
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)		ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)	ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。		エ. その他→(6)		
31	31	29	1	1	0	0	29	0	0	1	2	0	0	0	1	3	6	17	0	1	1	1	0	0		
和歌山県	和歌山市	○						○											○							
和歌山県	海南市	○						○											○							
和歌山県	橋本市	○						○										○								
和歌山県	有田市	○						○										○								
和歌山県	御坊市	○						○											○							
和歌山県	田辺市	○						○										○								
和歌山県	新宮市	○						○								○										
和歌山県	紀の川市	○						○											○							
和歌山県	岩出市	○						○											○							
和歌山県	紀美野町	○						○											○							
和歌山県	かつらぎ町	○						○											○							
和歌山県	九度山町	○						○											○							
和歌山県	高野町		○							○																
和歌山県	湯浅町	○						○							○											
和歌山県	広川町	○						○											○							
和歌山県	有田川町	○						○										○								
和歌山県	美浜町	○						○											○							
和歌山県	日高町	○						○										○								
和歌山県	由良町	○						○											○							
和歌山県	印南町	○						○											○							
和歌山県	みなべ町	○						○											○							
和歌山県	日高川町	○						○											○							
和歌山県	白浜町	○						○								○										
和歌山県	上富田町	○						○																		
和歌山県	すさみ町			○																○	○	○				
和歌山県	那智勝浦町	○						○											○							
和歌山県	太地町	○						○				○														
和歌山県	古座川町	○						○				○														
和歌山県	北山村	○						○											○							
和歌山県	串本町	○						○										○								
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○						○											○							

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								
		(1) 当てはまるもの1つに○						(2) オの内容 ・ 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)														(4) ソ、タ又は チを回答した場 合、生活保護基 準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答し た場合、市区町 村民税課税最 低限度額に掛け る係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項							
		ア. 従前より家計急 変世帯の 認定を行っ ており、そ の際と同 様の基準 により認定	イ. 新型コロナ ウイルス感染症 の影響を、 踏まえて、 新たに認 定基準を 整備し、そ の基準により認定	ウ. 相談が あった場 合、事例に 応じて個別 に対応	エ. 新たに 認定基準 を整備する ことを検討 中	オ. その他 →(2)	ア. 生活 保護法に 基づく保 護の停止 または廃 止		イ. 市区 町村民税 の非課税	ウ. 市区 町村民税 の減免	エ. 国民 年金保険 料の免除	オ. 国民 健康保険 法の減免 または徴 収の猶予	カ. 児童 扶養手当 の支給	キ. 保護 者が職業 安定所登 録日雇労働者	ク. P・T・ A会費、 学級費等 の学校納 付金の減 免が行な われている者	ケ. 個人 の事業税 の減免	コ. 固定 資産税の 減免	サ. 学校納付 金の納付状態 の悪い者、昼 食、被服等が 悪い者または 学用品、通学 用品等に不自 由している者 等で保護者の 生活状態がき わめて悪いと 認められるもの	シ. 経済的 な理由に よる欠席 日数が多い者	ス. 保護者 の職業が 不安定で、 生活状態 が悪いと 認められる者	セ. 生活福 祉資金に よる貸付 け	ソ. 生活保護 の基準額に一定の 係数を掛けたもの (生活保護の 基準額が変わ ると自動的に要件 が変わるもの) (例:生活保護の 1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を (4)に記入してく ださい。)	タ. 生活保護 の基準額に一定の 係数を掛けたもの (生活保護の 基準額を参照し て額を定めてい るもの)(例:生 活保護の1.3倍 の額(394万 円)、1.5倍(455 万円)等) →係数(倍率)を (4)に記入。	チ. 特別支援 教育就学奨励 費の需要額測 定に用いる保 護基準額。又は 同基準額に一定 の係数を掛けたもの →係数(倍率) を(4)に記入。			ツ. 市区町村 民税(所得割 又は均等割) 課税最低限度 額に一定の係 数を掛けたもの (例:課税 最低限度額の 1.0倍、1.5倍 等) →係数(倍率) および目安額 を(5)に記入	テ. その他 →(6)					
																													係数(倍率)	係数(倍率)	倍	倍	
31	31	6	0	16	3	6	6	19	18	15	16	16	23	7	3	11	13	10	9	9	4	3	3	5	0	14	11	0	14	1			
和歌山県	和歌山市	○											○										○										
和歌山県	海南市	○								○	○	○	○			○					○					○					・家庭の経済的理由により学校納付金の納付状態が悪い場合又は学用品、通学用品等に不自由している等、家庭の生活状態が困窮していると認められる世帯で、かつ、前年度(1月から7月に申請があった場合は前々年度とする。)における世帯全員の総所得金額の合計が、教育委員会が別に定める就学援助の適用基準未満であること。 ・失職等により家計が急変し、生活状態が困窮していると認められる世帯で、かつ、当該年度における世帯全員の総所得金額の合計が適用基準未満であること。		
和歌山県	橋本市			○																				○									
和歌山県	有田市					○	認定基準が整備されておらず、現在検討もしていない。	○			○	○	○													○							
和歌山県	御坊市					○	申請はいつでも可能	○	○				○																				
和歌山県	田辺市					○	新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯への特別な対応は行っていない																○										
和歌山県	新宮市			○				○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○													
和歌山県	紀の川市					○	従前より家計急変世帯の認定を行っているが、その基準に加えて給与支給明細書を提出。	○	○	○	○	○	○			○	○									○						要綱では(6)としているが、漠然としており申請しにくい。ため、保護者向けのお知らせには「病気や災害等(新型コロナウイルスを含む)の事情により収入が著しく減少し子どもの就学について援助が必要と認められる世帯」としている。	
和歌山県	岩出市				○			○		○	○	○	○			○	○									○						教育長が特に必要と認めた者 市民税が非課税の方で、障害者、未成年者、ひとり親、寡婦又は寡夫の方	
和歌山県	紀美野町			○				○		○	○	○	○			○	○			○						○							
和歌山県	かつらぎ町			○				○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○										
和歌山県	九度山町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○						国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金の掛け金の減免、世帯更正貸し付け補助金による貸し付け、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者	
和歌山県	高野町			○				○	○	○	○	○	○				○	○	○	○				○									
和歌山県	湯浅町			○																			○										
和歌山県	広川町			○																			○										
和歌山県	有田川町			○				○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○													
和歌山県	美浜町			○				○	○	○	○	○	○	○		○	○									○						その他要保護者に準ずる程度に困窮し、教育委員会が特に援助を行うことが必要であると認める ひとり親医療支給資格世帯	
和歌山県	日高町					○	対象世帯無しで特に対応していない																			○							
和歌山県	由良町					○	検討していない。					○															○					ひとり親で町民税非課税 校長ヒアリングを行い、家庭状況等を加味した上で教育委員会により判断する。	
和歌山県	印南町			○																							○						
和歌山県	みなべ町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
和歌山県	日高川町			○				○	○				○														○						教育委員会が特に必要と認めた者
和歌山県	白浜町	○																					○										世帯構成員のうち、所得があるもの全員の合計所得額に各種手当金、養育費等を加算し、町の基準額と照らし合わせて協議
和歌山県	上富田町	○																		○							○						
和歌山県	すさみ町			○				○	○	○	○	○	○					○			○	○											
和歌山県	那智勝浦町			○				○	○	○	○	○	○			○	○																
和歌山県	太地町			○				○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○											
和歌山県	古座川町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
和歌山県	北山村				○			○	○	○	○	○	○			○	○									○						学校長、関係機関及び教育委員会で協議の上、認定が必要とされる者	
和歌山県	串本町				○			○	○				○					○	○				○			○						自立支援医療受給者証を保持し、特に援助が必要であると認められるもの	
和歌山県	御坊市日高川中学校組合			○				○	○				○													○						教育委員会が特に必要と認めた者	

[illegible]

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																																	
		(1) 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																																	
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項									
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他										
31	31	30	1	1	0	1	1	1	28	28	0	30	1	1	0	0	0	0	29	29	0	5	2	2	0	2	2	2	0	0	1	30	16	16	0	11	11	11	2	2	1	25									
和歌山県	和歌山市	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	22,690	14,329					支給平均額については修学旅行費、医療費、給食費は令和2年度の実績額より算出。社会見学が新型コロナウイルス感染症の影響により中止されたため、支給なし。医療費実績なし。								
和歌山県	海南市	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	22,690	16,326					通学用品費は、一年生を除く。								
和歌山県	橋本市	○				○		11,630	12,752			○						○	50,600		○	○		0								○	○	15,172									通学費及び医療費については、令和2年度実績なし。 通学用品費は2～6年生を対象に支給。 学用品費及び通学用品費は合算して支給しているため、内訳算出不可。								
和歌山県	有田市	○							○	11,630		○							○	71,060												○				○	22,690	14,440					学校給食費について、4、5月はコロナによる臨時休校のため6月以降の支給額。								
和歌山県	御坊市	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	21,890	21,890					校外活動（宿泊を伴うもの）について、令和2年度は中止のため実績なし。								
																																											校外活動費（宿泊を伴うもの）及び医療費について、令和2年度の実績はありません。								
和歌山県	田辺市	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	22,690	17,968							・通学用品費は、学用品費とともに支給している。（2～6年生の場合、合わせて14、780円） 1年生・・・12、610円、28人／205人 2～6年生・・・14、780円、139人／985人 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）と医療費は、令和2年度支給実績なし。						
和歌山県	新宮市	○							○	14,780		○							○	51,060												○	○	17,721																	
和歌山県	紀の川市	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	22,690	15,798									通学用品費は2～6年生に支給				
和歌山県	岩出市	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	22,690	17,637									医療費について、令和2年度は実績なし。				
和歌山県	紀美野町	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	21,890	15,318									校外活動費（宿泊を伴わないもの）は新型コロナウイルスに起因する行事の中止のため実績なし。 校外活動費（宿泊を伴わないもの）について、学年毎だけでなく、学校毎でも違う。また、昨年はコロナウイルス感染防止の観点から校外活動を中止した学校もあるので上限額設定のものについては、小学校就学援助費の費目毎合計額を対象人数で除した金額を支給実績として記載。通学費及び校外活動費（宿泊を伴うもの）は支給実績なし。				
和歌山県	かつらぎ町	○							○	11,630		○							○	51,060		○				○	40,020		0				○	○	19,860																
和歌山県	九度山町	○							○	11,630		○							○	51,060		○				○	40,020		0				○	○	15,244														通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、オンライン学習通信費、医療費は実績なし。		
和歌山県	高野町	○							○	7,500		○							○	15,000												○				○	30,000	0								高野町では、就学旅行補助金事業を実施しており、限度額が30,000円となっている。その限度額を超えた場合のみ準要保護児童生徒援助費として修学旅行費を支給する。昨年度の修学旅行費は30,000円に満たなかったため、準要保護児童生徒援助費としての修学旅行費の支給はなかった。					
和歌山県	湯浅町	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	22,690	18,289									医療費については、ひとり親家庭医療費助成制度または子ども医療費助成制度により無料となっているため、実績がない。				
和歌山県	広川町	○							○	11,640		○							○	50,600		○	○	26,180								○	○	15,595																	
和歌山県	有田川町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	12,185														校外活動費（宿泊伴うもの）・・・実績なし 医療費・・・実績なし（全児童が対象となる他制度で支給） 社会科副読本・・・小学校3年生対象			
和歌山県	美浜町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	21,686														校外活動費（宿泊を伴うもの）については実績がなかった。			
和歌山県	日高町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	22,375														宿泊を伴う校外活動が無かった。			
和歌山県	由良町	○							○	15,500		○							○	51,060												○				○	26,000	22,970											学用品費について、小学1年生のみ金額が異なる。（13、230円）		
和歌山県	印南町	○							○	15,500		○							○	51,060												○							○	21,890									学用品費 1学年のみ一定額13,230円 校外活動費及び医療費の実績無し。		
和歌山県	みなべ町	○							○	11,630		○							○	51,060												○																修学旅行費 1泊 22,690円 2泊 28,190円			
和歌山県	日高川町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	16,643														医療費 実績なし			
和歌山県	白浜町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	16,800															学校給食費→コロナ対策により半年分（7～12月）無償化		
和歌山県	上富田町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	16,842																	
和歌山県	すさみ町	○							○	11,630		○							○	51,060												○							○	35,000											
和歌山県	那智勝浦町	○							○	11,420		○							○	40,600		○										○	○	○	23,388															通学費補助は、那智勝浦町遠距離通学費補助事業に該当する児童に対し定期券等の運賃相当額の3/4を支給。 令和2年度は医療費の支給実績なし。	
和歌山県	太地町	○							○	14,780		○							○	51,370												○	○	29,652																（学用品費）1年生：12,610円 （通学用品費）学用品費内に含まれている。 （校外活動費）令和2年度実績なし。	
和歌山県	古座川町	○							○	12,000		○							○	50,600												○	○	29,737																古座川町内在住の児童生徒は学校給食を一律で無償化しているため0円。 古座川町外在住の児童生徒へ学校給食費は支給が可能。（令和2年度は対象者がいないため0	
和歌山県	北山村	○	○	11,420								○	○	40,600																		○	○	0																修学旅行費、校外活動費については、実績なし	
和歌山県	串本町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	6,371																	校外活動費（宿泊を伴うもの）を費目対象として挙げているが、令和2年度実績がなかった。
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合																																																		

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
31	31	3
和歌山県	和歌山市	
和歌山県	海南市	
和歌山県	橋本市	準要保護認定児童に対し、学童保育の保育料減免の制度がある。 準要保護認定児童に対し、給食費の減免を実施している。
和歌山県	有田市	
和歌山県	御坊市	
和歌山県	田辺市	
和歌山県	新宮市	
和歌山県	紀の川市	
和歌山県	岩出市	
和歌山県	紀美野町	
和歌山県	かつらぎ町	本町では、支給費目、支給金額とも和歌山県内の中では手厚い制度となっていると思います。また教育委員会内の連携だけでなく、児童扶養手当を所管する福祉部署等と連携し制度の周知に努めています。各小中学校の先生方とも情報を共有すること等により、申請漏れがないように努め、必要な家庭は年度途中からでも申請していただく等きめ細やかな対応ができていますと思います。
和歌山県	九度山町	
和歌山県	高野町	給食費無償化事業・教材費無償化事業・修学旅行費等無償化事業・就学時医療費補助事業を実施している。
和歌山県	湯淺町	
和歌山県	広川町	
和歌山県	有田川町	
和歌山県	美浜町	
和歌山県	日高町	
和歌山県	由良町	
和歌山県	印南町	
和歌山県	みなべ町	
和歌山県	日高川町	
和歌山県	白浜町	
和歌山県	上富田町	
和歌山県	すみみ町	
和歌山県	那智勝浦町	
和歌山県	太地町	
和歌山県	古座川町	
和歌山県	北山村	
和歌山県	串本町	
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	